

我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する史料について

道垣内正人
どうがうちまさひと

早稲田大学大学院法務研究科教授

竹下啓介
たけしたけいすけ

首都大学東京都市教養学部准教授

- 1 はじめに
- 2 掲載史料の紹介
- 3 おわりに

1 はじめに

ここに資料として掲載するものは、我が国のハーグ国際私法会議への加盟に至る過程における我が国の政府の思考を知る上で、一次史料となる外交文書である。外務省外交史料館所蔵の外交文書中、これらの文書は、明治後期から大正期にかけてのハーグ国際私法会議に関する我が国の外交史料を収集した「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」⁽¹⁾と題される2冊のファイルの中に存在する。なお、ハーグ国際私法会議に関する戦前の我が国の外交史料としては、「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」の他にも、「国際私法會議関係一件」⁽²⁾がある。

我が国のハーグ国際私法会議への加盟の詳細については、既に、山田三良⁽³⁾、折茂豊⁽⁴⁾、野木新一⁽⁵⁾、池原季雄⁽⁶⁾等による紹介があるが、ここでは、これらの中で引用されている文書を中心に、当時の政府の思考を探る上で重要性が高いと考えられる文書を、「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」の中から選択して、紹介する。

2 掲載史料の紹介

以下では、掲載史料を、我が国のハーグ国際私法会議への加盟に至る過程にそって、紹介することとする。

我が国のハーグ国際私法会議への参加に関する外交史料で、まず紹介すべきは、三橋信方在蘭国特命全権公使から、加藤高明外務大臣へ宛てられた明治34年4月28日付公信第18号である（【資料1】）。これは、加藤高明外務大臣からの明治33年12月14日付送第70号における民事訴訟手続に関する条約への加入手続等の調査依頼⁽⁷⁾への回答であり、ハーグ国際私法会議に関する詳細を伝える初めての文書である⁽⁸⁾。同文書においては、民事訴訟手続に関する条約に加盟するためには、ハーグ国際私法会議へ加盟することが必要であることが指摘された。そこで、政府内部におけるハーグ国際私法会議への加盟について意思決定が、明治34年9月21日付の閣議決定⁽⁹⁾としてなされた。同閣議決定については、清浦奎吾司法大臣から小村寿太郎外務大臣に宛てられた明治34年10月2日付司法省民刑第1051号で確認することができる（【資料2】）。そして閣議決定に従い、ハーグ国際私法会議への加盟を希望すること及びその理由が、小村外務大臣から三橋公使への明治34年10月8日発遣の送第45号（「国際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列希望ノ件」）で伝えられることとなった（【資料3】・【別添1】）。

しかし、加盟へ向けた交渉は、必ずしも順調に進まず（三橋公使から小村外務大臣へ宛てられた明治35年6月17日付公信第40号【資料4】を参照。）、明治35年11月21日付公信第82号（【資料5】）にあるとおり、一度は拒否されることとなる⁽¹⁰⁾。しかし、我が国の政府は、再度、諸外国との交渉をオランダ政府に依頼した。この点についての我が国の考えは、清浦司法大臣から小村外務大臣へ宛てられた明治36年3月26日付司法省民刑甲第47号（【資料6】）で確認することができる。そして、その依頼に対して、オランダ政府より、諸外国の理解を得るために日本の法律の翻訳を諸国に配布することを提案され、それらを配布することとなった。この点に関する詳細を伝える文書が、三橋公使から小村外務大臣へ宛てられた明治36年8月10日付公信第38号（【資料7】）であ

る⁽¹¹⁾。

そして交渉の末、三橋公使から小村大臣へ宛てられた明治37年2月5日付公信第9号（【資料8】）にあるように、多くの諸外国は、我が国からの政府委員の派遣を了承した。オランダ政府はすべての関係列国の同意を取り付けるまで正式の招待状を日本に送付しなかったが、最終的には、我が国の参加に関する各国の同意が得られた旨オランダ政府から報告され、在本邦蘭国公使から小村外務大臣に対して、正式な招待状が送付されることとなった（明治38年3月28日付第300号）。これらに至るオランダ政府との交渉については、明治37年3月28日付公信第24号（【資料9】）に詳しい。

そして、明治37年5月16日からの第4回ハーグ国際私法会議に我が国から司法省民刑局長河村讓三郎が委員として出席した⁽¹²⁾。しかし、先の公信第24号や、3月28日以降の経過について三橋公使から小村大臣へ報告した文書である明治37年5月6日付公信第39号⁽¹³⁾にもあるとおり、会議の開催以前から、条約の適用範囲を欧州領域に限定する条項⁽¹⁴⁾との関係で、条約の締結は困難であるとする意見が出され、会議においては、これに対する対応を迫られることとなった。この点に関する公信第24号での照会に対する政府の意見は、波多野司法大臣から小村外務大臣へ宛てた明治37年5月16日付司法省民刑第484号（【資料10】）に記載されている。

以上が、ここに掲載した我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する外交史料の概略であるが、“Mémoire de la délégation japonaise”と題される第4回会議で我が国から提出された覚書についても、加盟に至る経緯と関係が深いため、ここに、掲載することとする（【別添2】）。

3 おわりに

今回の紹介は、我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する思考が直接的に表れていると考えられる史料を中心とするものであったが、他にも、「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」の中には、我が国の参加に関する列国がオランダ政府へ提出した意見書等、興味深い史料が含まれている。また、ハーグ国際私法会議へ加盟した後の外交史料についても、我が国とハーグ国際私法会議と

[道垣内正人・竹下啓介] 我が国のハーグ国際私法会議への加盟に関する史料について 143
の関係についての歴史を知る上で、重要な意義を有するものであると考えられる。今後、これらの史料を基礎とした学問研究が深められていくべきであろう⁽¹⁵⁾。

追記：外交史料の解説については、慶應義塾大学教授岩谷十郎先生及び同北澤安紀先生に大変お世話になりました。ここに謹んでお礼申し上げます。

- (1) 外交史料館の分類番号は、2門9類2項7号。なお、本史料は2冊組のものであるが、第1巻を電子化したものを、国際私法学会のウェブサイト (<http://wwwsoc.nii.ac.jp/pilaj/>) にて公開する予定である。
- (2) 外交史料館の分類番号は、B門10類2項0目9号。なお、本史料については、国立公文書館アジア歴史資料センターのウェブサイト (<http://www.jacar.go.jp/index.html>) において、既に、電子化され、公開されている (2005年9月現在)。
- (3) 山田三良「海牙国際私法会議の成果」法学協会雑誌 23巻4号 (1905年) 556頁以下、10号 1434頁以下、11号 1593頁以下、12号 1782頁以下
- (4) 折茂豊『国際私法の統一性』(有斐閣, 1955年) 169頁以下
- (5) 法務大臣官房調査課「終戦後における国際私法に関するハーグ条約(三)——第七回ハーグ国際私法会議——」法務資料 340号 (1956年) 64頁以下。同文献は、野木新一氏による第7回ハーグ国際私法会議 (1951年開催) の報告書を刊行したものである。
- (6) 池原季雄「ハーグ国際私法会議の100年」国際法外交雑誌 92巻4・5号 453頁以下
- (7) そもそも、我が国の目的が、民事訴訟手続に関する条約への加盟であったことについては、【資料2】における甲号(司法省民刑第782号「国際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列ノ件ニ付キ請議」)を参照。
- (8) ただし、それ以前にも、明治32年6月20日付送第55号「国際私法上ノ事件ニ関スル列國同盟条約及別約ハ露國ノ加入シタル件」では、在露臨時代理公使から青木周蔵外務大臣へ宛てて、ロシアの条約及び別約(追加議定書)加入を伝える仏字新聞ジュルナル・ド・サンペテルブルの切り抜きは送付されている。なお、ここでいう「条約及別約」とは、第2回ハーグ国際私法会議(1894年開催)においてとりまとめられ、各国が署名した最終議定書中の民事訴訟手続に関する規定を条約化したものに、追加議定書を付け加えたものである(【資料2】における「参照第二号」のことである)。この点に関しては、折茂・前掲(注(4)) 163頁以下、前掲

(注(5))・法務資料 21 頁以下を参照。

- (9) 閣議決定を伝える文書としては、後述する明治 34 年 10 月 2 日付民刑第 1051 号の他にも、内閣書記長官から外務総務長官へ宛てられた明治 34 年 9 月 21 日付内閣送第 23 号がある。
- (10) オランダ政府からの拒否は、1902 年 11 月 15 日付“NOTE-VERBALE”で伝えられたものである。
- (11) 当初は、民法・商法・民事訴訟法の翻訳の配布を念頭に、それらの送付が、三橋公使から小村大臣へ依頼された(明治 36 年 5 月 20 日付公信第 30 号)ため、その送付の準備がされたが(明治 36 年 7 月 9 日付送第 67 号及び明治 36 年 8 月 25 日司法省民刑甲第 178 号を参照。)、しかし、資料 7 にもあるとおり、議事項目に関係するものの摘要書のみを送付することとなる(この点は、【資料 7】の内容を伝えるための小村大臣から清浦司法大臣へ宛てられた明治 36 年 8 月 15 日送第 75 号も参照。)
- (12) なお、1904 年 2 月には日露戦争が開戦されており、河村委員の派遣に当たり、この点(特に、「戦争ニ関スル国際法上ノ問題」)へも配慮がされていた(「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」においては、河村委員が明治 37 年 4 月 7 日に出発することを伝える明治 37 年 4 月 4 日付司法省民刑 329 号の次に付された同日付の波多野司法大臣から小村外務大臣へ宛てられた同日付の文書、及びその回答の文書である明治 37 年 4 月 6 日送第 39 号を参照。)
- (13) 同文書は、我が国に招待状が発送された後に、我が国の条約加盟については反対であるとするロシア政府からの文書がオランダ政府に届いたことについて、報告したものである。
- (14) 公信第 24 号(【資料 9】)で引用されているのは、「未成年者ノ後見ニ関スル条約ノ第十条」であり、同条 1 項には、「この条約は締約国のヨーロッパ領域にのみ適用あるものとし、批准されなければならない。批准書は、締約国の過半数がこれを行うことができる状態になったときは、ただちに、ハーグにおいて寄託されるべきものとする。」(翻訳は、川上太郎『国際私法条約集』(神戸大学経済経営研究所, 1966 年) 112 頁より引用。)と規定している。なお、このような文言は、【資料 2】に「参照第二號」として訳文が添付されているところの列国同盟条約中には存在せず、1902 年に締結された 3 条約(上記条約、「婚姻に関する法律衝突を規律するための条約」及び「離婚及び別居に関する法律並びに裁判管轄の衝突を規律するための条約」)以降に、登場するものである。条約の適用範囲の問題については、山田・前掲(注(3)) 1438 頁以降、前掲(注(5)) 法務資料 71 頁以下も参照。
- (15) なお、山田・前掲(注(3)) 1435 頁において言及される「河村博士の同会議に關す

る詳細なる著書（非売品）」については、前掲（注5）・法務資料70頁においても参着することができなかった旨記載されているが、今回の調査においても、参照することはできなかった。

（以下、本文の重複を避けるため、この部分は省略する）

【別添2】

Mémoire de la délégation japonaise.

Le Japon aspire à se développer conformément à la civilisation européenne. Pendant les cinquante dernières années, il a fait les plus grands efforts, s'est imposé les plus grands sacrifices pour y réussir, et il a rencontré dans la plupart des grandes nations une bienveillance et un aide qui lui ont singulièrement facilité la tâche qu'il s'était imposée. Aujourd'hui, le délégué du gouvernement impérial est pour la première fois, reçu parmi les représentants des puissances européennes à la conférence pour le droit international privé. Si le gouvernement japonais a sollicité cette faveur, c'est qu'il a compris que les travaux de la conférence, à laquelle prennent part les jurisconsultes les plus distingués, doivent être regardés comme consacrant les principes universels du droit international privé, et qu'il désire adhérer à plusieurs des conventions élaborées par cette haute assemblée. Cela sera facilité par la présence d'un délégué du gouvernement impérial à la conférence. C'est pour cela que le Japon se sent en devoir d'exprimer avant tout ses sentiments de profonde gratitude envers les puissances européennes qui ont bien voulu admettre que cette nation non-européenne fût représentée à ce congrès. Il se fait un devoir aussi d'adresser ses remerciements au gouvernement royal des Pays-Bas qui a bien voulu se donner la peine, grande sans doute, de faire aboutir les négociations engagées à ce sujet.

Il est en effet de la plus haute importance, étant données les relations de plus en plus suivies qui se sont développées entre le Japon et les différents pays européens que les conventions internationales soient aussi valables dans ce pays d'extrême-orient. Ce fait est évident ; il est donc inutile d'y insister. Mais est-ce possible ? N'y a-t-il pas au Japon encore trop de vestiges d'une civilisation orientale, trop de préjugés, trop de coutumes choquant les mœurs européennes ? Trouve-t-on déjà dans ce pays les bases d'une organisation du droit suivant les principes européens ? Je me permettrai de calmer en quelques mots les in-

quiétudes que pourraient avoir les honorables délégués ici-présents. Et d'abord, j'oserai presque dire que le Japon est un pays européen tout au moins en ce qui concerne ses institutions fondamentales (des différences existent bien, mais dans le détail). Ce fait n'a rien qui puisse étonner, car on sait avec quelle persévérance nous avons poursuivi nos enquêtes, combien d'étudiants nous avons répandu dans les grandes universités, et quel zèle ils ont déployé à partir du jour où les grandes idées de philosophies plus libérales et plus pratiques leur ont fait comprendre ce que pouvait et devait être leur pays dans les temps modernes. Ces institutions que nous avons ainsi appris à connaître, nous les avons fait entrer dans le domaine de la pratique, nous les avons appliquées à notre pays et cela, j'ose le dire, avec le plus grand succès.

Pour s'en convaincre, il suffirait de jeter un coup d'oeil rapide sur la législation de notre pays. Sans parler de sa constitution, le Japon s'est efforcé de suivre dans toute son organisation judiciaire, l'exemple de l'Europe. Qu'il me soit permis de dire quelques mots du nouveau code civil. Le premier projet en avait été exécuté par un jurisconsulte français, et il fut soumis aux débats des chambres. Mais là, on comprit qu'il était nécessaire d'étudier plus profondément les codes des divers états européens et de les comparer les uns avec les autres afin de recueillir dans chacun d'eux ce qu'il y avait de meilleur et de plus approprié à notre nation, car il nous fallait tenir compte des coutumes invétérées du pays, coutumes avec lesquelles il aurait été dangereux de rompre tout d'un coup. Dans ce but une commission spéciale fut instituée, composée de jurisconsultes Japonais ainsi que d'hommes éclairés de diverses professions. Cette commission, grâce à un travail assidu, réussit à élaborer un second projet, lequel fut voté par la majorité des chambres. Le nouveau code civil japonais est donc l'œuvre d'une étude approfondie et de réflexions très minutieuses; il s'ensuit que cette œuvre ne sera pas légèrement rejetée ou révisée.

De plus, le 15 juin 1898 une loi était promulguée concernant l'application des lois en général. C'est cette loi qui jusqu'à présent, règle les prin-

cipales matières du droit international privé. L'esprit général qui a guidé la commission spéciale dans la rédaction de cette loi, a été de se conformer aux opinions des plus savantes autorités juridiques de l'Europe et par dessus tout aux œuvres de la Conférence de La Haye pour le droit international privé, lesquelles sont considérées comme édictant des doctrines universellement reconnues.

Le désir ardent qu'a le Japon d'être admis à participer aux conventions déjà conclues et encore à conclure ne semblera donc pas téméraire, pour peu qu'on veuille se représenter le progrès accompli dans ce pays dans les dernières années. Néanmoins, pour que ce droit d'adhésion soit accordé par les puissances européennes en toute connaissance de cause, il me semble nécessaire de prouver scientifiquement deux choses :

- 1°. Que l'application de la loi japonaise aux japonais qui résident dans un des pays intéressés, conséquence de l'adhésion du Japon aux conventions, ne peut en aucune façon porter préjudice à l'ordre public ou aux intérêts sociaux de ce pays, parce que la loi japonaise est conforme en principe aux lois des états européens.
- 2°. Que l'adhésion du Japon aux conventions est très facile pour le Japon lui-même ; qu'il n'a besoin pour cela d'apporter aucun changement considérable dans son droit dont le principe est celui même dont les conventions ont consacré la prédominance ; qu'il s'ensuit donc que l'admission du Japon dans les conventions ne peut en aucune manière augmenter les difficultés de régler les conflits de droits.

Pour le prouver, je prendrai la liberté de mettre à la disposition de messieurs les délégués un exemplaire du code civil du Japon, lequel contient aussi le texte de la loi du 15 juin 1898 concernant l'application des lois en général ainsi que la loi sur la nationalité. J'émettrai en outre le voeu que les honorables délégués veuillent bien prendre connaissance de quelques-uns des articles qui y sont

contenus.

Au sujet du 1^{er} point il serait à désirer qu'ils veuillent bien parcourir :

pour le mariage,

les art.765-787;

pour les effets du mariage sur l'état et la capacité de la femme,

les art. 14-18, 725-788;

pour les effets du mariage sur les biens des époux,

les art. 793-807;

pour les effets du mariage sur la légitimité des enfants,

l'art. 836;

pour le divorce,

les art. 808-819;

pour les effets du divorce,

les art. 729, 739, 812, 819;

pour la tutelle des mineurs,

les art. 3-6, 877-889 (puissance paternelle) et les
art.900-953 (tutelle);

pour la tutelle des majeurs,

les art. 7-13, 900-953;

pour les successions,

les art. 964-1059;

pour les testaments,

les art. 1060-1144;⁽¹⁾

pour la procédure civile,⁽²⁾

les art. 88 (caution „judicatum solvi“),

92 (assistance judiciaire),

152, 153, 155, (signification d'actes),

288 (commissions rogatoires),

514, 515 (exécution des jugements étran-

gers).

En ce qui concerne le 2e point, je relèverai dans la loi concernant l'application des lois en général :

pour le mariage,
l'art. 13;
pour les effets du mariage,
les art. 14, 15;
pour le divorce,
l'art. 16;
pour la tutelle,
les art. 4, 5, 23;
pour les successions,
l'art. 26;
pour les testaments,
l'art. 27.

Tels sont les différents articles qui peuvent renseigner d'une manière complète sur la question. Je ferai remarquer encore, à propos des successions et des testaments, le fait suivant qu'il me semble important de bien comprendre : „les étrangers ont au Japon la jouissance de tous les droits privés à l'exception de ceux qui leur sont refusés par les lois et ordonnances ou par les traites” (art.2 du code civil). Or, il y a une ordonnance qui refuse aux étrangers la propriété de la terre, et ce fait est stipulé dans les traités de commerce et de navigation conclus entre le Japon et les autres pays. Cette ordonnance ne doit en rien inquiéter, car elle n'est qu'un reste du régime de l'extra-territorialité et cessera sans doute bientôt, du moins tel est mon avis, d'exister. D'ailleurs, les étrangers jouissent de tous les autres droits, entre autres du droit de superficie (bail à terme illimité). Pourtant il faut reconnaître que la restriction qui se trouve dans l'article précité n'est pas sans avoir une certaine influence sur le régime des successions, en particulier sur l'application de l'art. 7 du projet transactionnel con-

cernant les successions et les testaments. Mais comme l'application de cette restriction est reconnue ou réservée par l'art. 6 du même projet, il s'ensuit que notre loi est vraiment en accord parfait avec les projets.

Quant à la faillite, il est difficile de dire quelle est la loi actuelle de notre pays, puis qu'un nouveau projet de loi va être incessamment soumis à la décision des chambres. Mais je puis affirmer qu'il sera tenu le plus grand compte des décisions prises dans l'honorable assemblée ici réunie. Ces décisions seront soumises à l'étude approfondie du gouvernement impérial. Les seules difficultés qui pourront se présenter sont celles qui résultent de la distance, obstacle évidemment pour la publication de la déclaration de faillite ainsi que pour la reconnaissance des créances et par suite pour la fixation de la somme à payer à chacun des créanciers. Je me flatte pourtant qu'il sera possible, grâce à l'étude approfondie que fera la commission des doctrines de la conférence, de régler ces difficultés conformément aux principes que vous édicterez.

Des réflexions du même genre ne s'appliquent en aucun cas aux matières de la procédure civile. Les avantages immenses qui découleraient pour tous les pays de notre adhésion immédiate à la convention qui traite de ces matières sautent aux yeux ; car les inconvénients qui résultent de la situation actuelle sont grands. Par suite du fait que le Japon n'est pas compris dans la convention, il lui est impossible de faire à la demande de l'étranger des significations d'actes ou d'exécuter des commissions rogatoires ; nos autorités n'étant, à défaut de convention, point compétentes à ces effets d'après notre législation. On sent combien cet état de choses met d'obstacles à la solution des questions internationales. Il est facile d'y remédier immédiatement : la procédure civile ne traite que de questions de forme sans toucher aucunement au fond ou aux principes du droit matériel. Les craintes, que l'admission du Japon dans les autres conventions avait pu faire surgir dans l'esprit des délégués européens, ne peuvent en aucun cas se présenter ici. L'adhésion, que nous demandons, ne semble donc pas susceptible de soulever des difficultés. D'ailleurs entre le Japon et quelques

autres états des conventions internationales concernant certains actes juridiques, entre autres l'extradition des accusés et celle des condamnés, ont déjà été signées. Il en existe notamment une entre le Japon et les Etats-Unis d'Amérique, et des négociations se poursuivent entre le Japon et les Pays-Bas, entre le Japon et la Belgique, pour arriver au même résultat, tandis que, par un protocole additionnel au traité de commerce et de navigation, l'Allemagne peut faire usage de la convention déjà existante entre le Japon et d'autre pays concernant l'extradition. Il existe donc déjà un nombre de conventions concernant certaines matières de la procédure ; quelles raisons pourraient faire refuser une convention sur les autres matières du droit ?

Mais j'arrive à un point que demandera sans doute de la part des délégués de plus longues réflexions : je veux dire les questions de famille. Malgré tout mon désir d'arriver à une entente rapide, je ne puis me dissimuler qu'une étude un peu approfondie des articles que j'ai eu l'honneur de citer plus haut à ce sujet sera peut-être nécessaire pour qu'on se convainque que les différences que l'on pourra constater ne sont pas aussi grandes qu'on aurait pu se l'imaginer. Elles existent pourtant, c'est évident, mais nous sommes certains que les gouvernements des pays intéressés voudront bien se donner la peine de se convaincre qu'elles n'ont au fond rien d'absolument incompatible avec les principes moraux qui régissent chez eux l'ordre public et les intérêts sociaux ; et en tous cas, le gouvernement impérial serait disposé à étudier les changements qu'il lui serait possible d'apporter à la partie de sa législation qui concerne ce sujet pour la rendre plus conforme aux doctrines de la conférence. Ce travail d'enquête demandera sans doute un certain temps aux gouvernements intéressés, et nous nous verrions obligés d'attendre avant d'adhérer aux conventions concernant les questions de famille. Nous nous inclinons, convaincus que nous sommes que l'étude de nos principes ne peut que nous être avantageuse et qu'elle nous assurerait le droit d'entrer dans les conventions sur la famille dans un délai plus ou moins long. Mais cela ne devrait en aucun cas être considéré comme un obstacle

à notre adhésion immédiate à la convention sur la procédure civile, matière qui, comme nous espérons l'avoir prouvé, n'est pas de nature à soulever des craintes et sur laquelle une entente ne peut donner que des avantages à tous les gouvernements intéressés. Le fait d'adhérer à certaines conventions, en attendant qu'il soit possible d'obtenir l'admission aux autres, n'est nullement en contradiction avec les principes de la conférence ; ce fait a d'ailleurs déjà eu des précédents, ainsi que messieurs les délégués le savent, en ce qui concerne la signature des conventions entre les divers états intéressés.

C'est donc en toute confiance que nous soumettons ce mémoire à l'impartialité éclairée de l'honorable assemblée. Nous sommes persuadés qu'elle voudra bien en tenir compte et se montrer généreuse envers un pays qui aspire à introduire chez lui tous les principes de la plus haute civilisation afin de les mettre en pratique au profit du développement nécessaire des relations pacifiques du monde, qui en bénéficiera d'autant plus des conventions.

- (1) Il existe déjà une convention spéciale sur les successions entre le Japon, l'Allemagne, la Belgique et l'Angleterre.
- (2) Les textes sont à peu près les mêmes que ceux de la procédure allemande.

(翻訳)

日本代表団の覚書

日本は、ヨーロッパ文明に従って発展することを強く望みます。この50年の間、日本は、大変な努力を重ね、成功に向けて大きな犠牲を自らに課してきました。その間、日本は、自らに課した課題の遂行の助けとなった多くの国の親切*1と支援に恵まれました。今日、帝国政府代表は、ヨーロッパ列強諸国の代表とともに、初めてハーグ国際私法会議への参加が許されました。日本政府がそのような特別の計らいを望んだのは、優れた法律家が出席するこの会議の作業によって国際私法の普遍原則が確立されていくことを理解し、この高等な会議で練り上げられた諸条約に加入することを希望するからであります。このことは、この会議への帝国政府の代表の出席によって容易になるでしょう。それゆえ、日本は、何よりも、非ヨーロッパ国家の会議へ出席を許可して下さったヨーロッパ列強諸国に対して深い感謝の念を表しなければならないと感じています。また、この件に関する交渉を成功させるために疑いなく大きな努力を傾けて下さったオランダ王国政府に対しても謝意を表ししなければならないと思います。

日本とヨーロッパ各国との間で発展し、ますます緊密化している関係を鑑みると、上記の国際的な諸条約が極東に位置する我が国においても効力を有するということは、實際上、極めて重要なことであります。このことは、あまりにも明白であり、あえて主張するまでもありません。しかし、そのようなことが可能なのでしょうか。日本には、東洋文明の多くの名残、多くの偏見、ヨーロッパの良俗に反する多くの慣習が、まだ存在してはいないのでしょうか。日本には、ヨーロッパ的原則に従った法制度の基礎が既にあるのでしょうか。私は、若干の言葉を費やして、ここに参加している尊敬すべき代表諸兄が抱いているかもしれない不安を和らげさせて頂きたく存じます。第一に、私は、日本は、少なくとも基本的な制度に関する点では、ヨーロッパ国家であるということをお断言させて頂いてよいと思います(差異は確かにありますが、細部においてです)。このことは驚くべきことではありません。なぜならば、よく知られてい

るように、我々は、忍耐強く熱心に調査を行い、多くの学生を権威ある大学へ派遣し、その学生たちは、自由で実践的な哲学の大いなる理念によって、現代において我が国がいかになり得るのか、いかにあらねばならないのかを理解したその日から、情熱を燃やしてきたからであります。我々は、そのようにして会得した諸制度を実際に我が国の制度として導入し、適用しており、しかも、大きな成功を収めています。

このことを納得して頂くには、我が国の法制度を一瞥して頂ければ十分です。日本は、憲法は言うに及ばず、すべての司法組織において、ヨーロッパの例に従うべく努力をしてきました。新しい民法について若干説明させて頂きたく存じます。その最初の草案はフランス人法律家によって作成され、議会の審議に委ねられました。しかし、その審議の過程で、我が国にとってよりよい、より適切なものを選択するには、様々なヨーロッパ諸国の法典をより深く学び、それらを比較することが必要であることが判明しました。というのは、我が国に根付いた慣習、すなわち突然断絶する虞があった慣習を考慮しなければならなかったからです。そのために、日本人法律家や様々な専門の有識者により構成された特別委員会が設置されました。この委員会は、熱心に作業を進めた結果、第二草案を作り上げ、議会の多数によって採択されました。この新しい日本民法は、深い研究と綿密な考察に基づく作品であり、軽々しく否決されたり、修正されたり*2はしないのです。

加えて、1898年6月15日*3、一般的な法の適用に関する法律が公布されました。現在まで、国際私法の主要事項を規律しているのはこの法律です。その法律の起草において特別委員会を導いた一般的精神は、ヨーロッパの権威ある法学者の意見と、そして何よりも、普遍的に認められた原則を規定していると考えられているハーグ国際私法会議の成果と一致しています。

したがって、既に締結された又は今後締結される諸条約に加入することを認めて頂きたいという日本の強い希望は、日本で近年達成された進歩に思いを致せば、決して無謀なこととは思われません。とはいえ、理由を完全にご理解頂いた上でヨーロッパの列強諸国に日本の加入の権利を認めて頂くには、2つのことを科学的に証明する必要があるように思われます。

(1) 日本が諸条約に加入することによって、利害関係国のうちの一国に居住している日本人に対して日本法を適用することになるとしても、日本法はヨーロッパ諸国の法と原則として一致しているため、決してその国の公序又は社会的利益を害することはないということ。

(2) 日本が諸条約に加入することは、日本にとって容易なことであること。すなわち、日本法の原則はこれらの条約が用いている支配的な原則と同じであるので、大きな変更をする必要がないこと。したがって、日本の諸条約への加入を認めることは、決して法の抵触を規律する困難を増やすことにはならないこと。

このことを証明するために、一般的な法の適用に関する1898年6月15日^{*4}の法律や国籍法の条文とともに、日本の民法の写しを代表諸兄が自由にご覧頂けるよう提出させて頂いております。そして、尊敬すべき代表諸兄がそこに含まれる条項のいくつかをよく理解して下さいよう望むものであります。

上述の第一の点については、以下をよくご覧頂ければ幸いです。

婚姻については、

765条から787条^{*5}。

婚姻の身分的効力及び妻の行為能力については、

14条から18条及び725条から788条^{*6}。

配偶者の財産に対する婚姻の効力については、

793条から807条。

子の嫡出性に対する婚姻の効力については、

836条。

離婚については、

808条から819条。

離婚の効力については、

729条, 739条, 812条, 819条。

未成年者の後見については、

3条から6条, 877条から889条(親権)及び900条から953条(後見)。

成年者の後見については、

7条から13条及び900条から953条。

相続については、

964条から1059条。

遺言については、

1060条から1144条。⁽¹⁾

民事手続については⁽²⁾、

88条（訴訟費用支払保証人）、92条（訴訟上の救助）、152条、153条、
155条（文書の送達）、288条（裁判事務の嘱託）*7、514条及び515条
（外国判決の執行）。

上述の第二の点については、一般的な法の適用に関する法律の中から、以下のものを取りあげます。

婚姻については、

13条。

婚姻の効力については、

14条及び15条。

離婚については、

16条。

後見については、

4条、5条、23条。

相続については、

26条。

遺言については、

27条。

これらが、上記の問題について完全に答えを与える諸条項であります。さらに、相続及び遺言に関して、よく理解して頂くことが重要であると思われることを申し添えます。すなわち、「外国人ハ法令又ハ条約*8ニ禁止アル場合ヲ除ク外私権ヲ享有ス」（民法2条）という点です。この点、外国人に対して土地の所有権の享有を禁止する太政官布告があり、このことは、日本と諸外国との間

で締結された通商航海条約においても定められています。この太政官布告は何ら不安材料ではありません。なぜならば、それは、治外法権制度の名残でしかなく、少なくとも私の見解によれば、まもなく存在しなくなるからです。さらに、外国人は、その他のすべての権利、とりわけ、地上権（期間の定めのない賃貸借）を享有することができます。もっとも、上述の条項にある制限が、相続制度に関して、とりわけ、相続及び遺言に関する作業草案の第7条の適用に関して一定の影響を与えることは認めなければなりません。しかし、その制限の適用は、同草案第6条によって承認又は留保されているため、我が国の法律は草案と完全に調和します。

破産に関しては、今まさに新たな法律草案が議会に付議されているところであり、我が国の現行法がどのようなものであるかを述べることは困難です。しかし、この尊敬すべき会議で採用された決定に十分に配慮するであろうということ、私は断言できます。帝国政府は、深い研究に基づいて決定を行うでしょう。距離が遠く離れていることがもたらす困難だけはいかんともしがたく、そのことは、破産宣告の公告や債権の確定、その結果として、各債権者に対して支払う総額の確定にとって明らかに障害となります。しかし、私は、議会の委員会がこの会議の原則を深く研究し、上述の困難がこの会議が定める原則に従って解決されることを期待しています。

同様のことは*⁹民事訴訟に関する事項については決して当てはまりません。この事項に関する条約への我が国の加入によってすべての国に大きな利益が生じることは一目瞭然です。なぜならば、現状における不都合が大きなものだからです。日本がこの条約に加入していないため、日本は、外国からの嘱託による文書の送達や裁判事務の実施をすることができません。我が国の当局は、条約がなければ、我が国の法規に基づいてそれらのことを行う権限はありません。このような現状がどれほど国際的な事案の解決の障害となっているか明らかでしょう。この現状は簡単に直ちに解決することができます。民事手続は、実体法の実質にも原則にもまったく触れることなく、形式的な問題しか扱わないからです。他の条約への日本の加入の許可についてヨーロッパの代表諸兄が些かでもお持ちの不安は決してここでは生じることはありません。それゆえ、我々

が求めている加入は、困難を惹起する可能性があるとは思われません。その上、日本といくつかの外国との間には、一定の法的な行為に関する国際条約、とりわけ被告人や刑の宣告を受けた者の引き渡しに関する国際条約が既に署名されています。特にそのうちの一つは日本とアメリカ合衆国との間に存在しており、また、日本とオランダ、日本とベルギーとの間では、それと同様の条約の締結交渉が続いていますし、ドイツは、通商航海条約の追加議定書によって、既に存在する日本と第三国との間の犯罪人の引き渡しに関する条約を援用することができます。したがって、一定の手續事項に関する条約は既にいくつか存在します。他の法律事項についての条約を拒絶するいかなる理由がありましようや。

さて、代表諸兄にとってさらなる検討を要する点に話を移します。すなわち、家族に関する問題をお話ししたいと存じます。私としては早く条約への加入が実現することを願ってはおりますが、この問題に関し、差異が思ったほどには大きくないということを理解していただくためには、前の部分で引用させて頂いた条項についてのより深い検討がおそらく必要であることを認めざるを得ません。差異は明らかに存在しております。しかし、利害関係国政府は、それらが実はそれぞれ自国において公序及び社会的利益を支配する道徳の原則と絶対的に相容れないものではないことを理解する努力をしてくださるであろうと確信しています。そして、帝国政府は、この問題に関する自国法規の一部についてこの会議の原則により順応させるための可能な変更をいつでも喜んで検討いたします。おそらく、利害関係国による調査には一定の時間がかかることでしょうし、我々自身、家族の問題に関する条約への加入が可能になるにはなお待たなければならないと思っております。我が国の法原則に関する検討が、我々自身のためのものであり、また、一定の期間のうちには家族に関する条約に加入する権利を我々に保証するであろうことを確信し、この点は当面あきらめます。しかし、このことが民事訴訟に関する条約に我が国が直ちに加入することの障害になるとお考えになつてはなりません。それは、我々が証明できたと期待するように、利害関係国政府に不安を抱かせるような性質のものではないことであり、我が国の条約加入は利害関係国政府に利益のみをもたらすことになるのです。他の条約への加入が認められるよう期待しつつ、一定の条約に

加入することは、何らこの会議の原則に矛盾するものではありません。その上、代表諸兄も御存知のとおり、利害関係国の間における条約の署名について既にそのような前例があります。

それ故、我々は、信頼をもって、見識と公正さを兼ね備えた尊敬すべきこの会議にこの覚書を提出することとします。この会議が、この覚書をご検討して下さり、世界の平和的関係の必要な発展に資するために、より高度な文明のすべての原則を導入しようと強く望む我が国に対して、寛大な態度を示して下さいと我々は確信しており、世界は、そのことによって、諸条約からより一層の利益を得ることになるであります。

※ 注のうち、括弧に入れられた数字の注は、原文の注の翻訳であり、*の付された数字の注は、訳注である。なお、掲載した覚書は、外交史料館所蔵の「国際私法上ノ法規統一萬國會議一件」に記載されている覚書（以下、「外交史料版」と呼ぶ。）であるが、この他にも、ACTES DES LA QUATRIÈME CONFÉRENCE DE LA HAYE POUR LE DROIT INTERNATIONAL PRIVÉ, 1904, p.139 et suiv. に掲載されている覚書（以下、「ハーグ版」と呼ぶ。）がある。両者には、仏文の表記が異なる点があり、その多くは、“délégué”, “gouvernement”, “impérial”, “conférence”, “convention”, “chambres”の各単語の頭文字が、小文字（外交史料版）か大文字（ハーグ版）か、本文中の“article”の単語が省略形か否かといった差異であるが、その他にも若干の差異が見られるため、それらについては、訳注として、記載することとする。

- * 1 外交史料版では、“beinveillance”となっているが、ハーグ版では、“bienveillance”とされている。
- * 2 外交史料版では、“révisée”となっているが、ハーグ版では、“revisée”とされている。
- * 3 法例の施行日は実際には1898年6月21日であった。
- * 4 前掲記*3参照
- * 5 外交史料版では、“765-787”となっているが、ハーグ版では、“765, 787”となっている。ただし、外交史料版も、コンマが付された上からハイフンが記載（手書きのように思われる。）されている。
- * 6 外交史料版では、“725-788”となっているが、ハーグ版では、“725, 788”となっている。ただし、外交史料版も、コンマが付された上からハイフンが記載（手書きのように思われる。）されている。

- (1) この点については、日本、ドイツ、ベルギー及びイギリスの間に既に特別の条約が存在する。
 - (2) これらの条文は、ドイツの手續に関するものとほとんど同じである。
- * 7 当時の民事訴訟法(大正 15 年法第 61 号による改正以前の明治 23 年法第 29 号)中の、外国において行う証拠調べに関する民事訴訟法 281 条の誤りではないかと考えられる。
 - * 8 外交史料版では、“traites”となっているが、ハーグ版では、“traités”とされている。
 - * 9 外交史料版では、“reflexions”となっているが、ハーグ版では、“réflexions”とされている。

要セス要之國情ノ差異地理上ノ遠隔ト云フカ如キハ決シテ帝國政府ノ加盟ヲ拒否スヘキ理論上ノ根據ト為ルヘキモノニ非ス從テ該條約ノ適用ヲ歐州内ニ限レル約款ノ如キハ須ラク之ヲ除去セシムルノ手段ヲ講シ帝國政府モ該條約ニ加盟スル必要アルモノト思考致候條此段及回答候也

明治三十七年五月十六日

司法大臣 波多野敬直

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

追テ附屬書類及返戻候間御査収相成度此段申添候也

信御被閣次第電信ヲ以テ御申越相成度候

元來本件ニ付テハ前信中委曲申進候通り蘭國政府部内ニ異議ヲ唱フルモノ有之又夕別紙ニテ御了悉ノ如ク列國政府中ニモ公然反對ノ意見ヲ表スルモノハ無之候得共種々ノ異見ヲ提出シ不尠障礙有之候處蘭國政府ハ終始帝國政府ノ希望ヲ貫徹スルヲ努メ其之ニ同意スルヲ躊躇セル政府ニ対シ再三折衝ノ勞ヲ執リ遂ニ今回ノ好結果ヲ収メ得タル次第ニテ現ニ客歲十一月中貴大臣ヨリ御送付ノ帝國法律摘要書ヲ本官ヨリ提出致候以來蘭國政府カ關係列國政府ト書翰及電信ノ往復ヲ重ネ候事數十回ノ多ニ涉リ其斡旋尽力実ニ尠少ナラサルモノト存候依テ不取敢本官ヨリ別紙第三号ノ通り回答旁謝辭申遣置候得共尙帝國政府ヨリ相当ノ御挨拶相成候様致希望候
右及具申候敬具

明治卅七年三月廿八日

在蘭

特命全權公使 三橋信方

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

【資料10】 明治三七年五月一六日付司法省民刑第四八四

号

司法省民刑第四八四號

國際私法上ノ事項ニ関スル列國條約へ加盟ノ件ニ付キ帝國政府ノ意見承知致度旨在蘭國三橋公使ヨリ申越有之候ヲ以テ本月六日送第四三號御照會ノ件了承列國政府カ帝國政府ノ第四回國際私法列國會議ニ參列スルコトヲ歡迎シタルニ拘ラス海牙條約適用ニ関スル見解ヨリシテ帝國政府ノ該條約ニ加盟スルコトヲ快諾セサル者アルハ該條約カ締盟國ノ歐州領域内ニ限りテ適用セラルヘキモノナルコトヲ言明セルニ基クモノナリト雖トモ右條約ハ第三國ノ加盟ヲ許スコトヲ言明セルカ故ニ絶対ニ記名國ノミニ限ラルヘキ趣意ノモノニ非ス加之我國ノ一般狀況殊ニ法律狀態ハ彼ト大差ナク就中法例ノ後見、婚姻及離婚等ニ関シテ採用シタル國際私法上ノ主義ハ右列國條約ノ主義ト大體ニ於テ一致セルハ明瞭ニシテ又彼我ノ交通逐日頻繁ヲ加フルノ今日後見、婚姻、離婚其他民事訴訟等ニ関シ多數ノ涉外事件ヲ生スルコト疑ナク共通ノ規定ニ依リテ之ヲ處理スルハ彼我雙方ノ便宜ニ適スルコト多言ヲ

ニ就テハ本官ハ疾ク如此考案ヲ懐キ居リ勿論本件ハ蘭國政府ニ於テ專決スルニアラスシテ列國政府各其見ルトコロニ依リ決定スルモノナレハ不得止場合ニ臨ミ關係國政府ト直接ニ交渉スルハ機宜ニ通シタル措置ト相認候折ニ有之候乍去折角是正蘭國政府カ不勝手数ヲ勞シ居中協議ノ任ニ当リ居候折柄ニ付右様ノ提議ヲ為スハ事頗ル面白カラサルニ依リ態ト控居候得共時日切迫最早斟酌ヲ加フルノ場合ニ無之ト思量シ此提議ヲ試ミタル儀ニ有之候然ルニ同大臣ハ右ニ對シ敢テ断乎タル反對ノ意見ハ称ヘラレス候得共折角今日直談判進行シタル末ニ有之且關係列國一致ノ同意ヲ經テ參列スル方極メテ好都合且一層ノ快事ト思考スルニ依リ今一應電信ヲ以テ交渉スヘク若シ來週ノ月曜日即チ本月廿一日ニ至ルモ尚終結ヲ見サルニ於テハ其期間ニ右提議ヲ熟考シ置キ同日何分ノ返答可致旨被答候依テ本官ハ右提議ヲ実行スルニ及ハスシテ事落着ニ至ルハ本官ノ最モ希望スルトコロナルニ依リ相成至急相繼リ候様尽力アリ度旨ヲ請ヒ同日ハ是ニテ相別レ即日第一四号電信ヲ以テ右要領申進タル次第ニ有之候越テ本月廿二日前記約來ノ期日經過致候ニ付本件ノ主任タル同省政務局長ヲ經テ其後ノ模様ヲ問合セ且愈最後ノ回答未

達ニ候ハバ過日約諾アリシ如ク本官ノ提議ニ對スル回答ヲ得度旨申送候処其後尚ホ電信ノ往復ヲ重ネ明日夕刻直ニハ回答ニ接スヘク且其旨趣ハ結局同意ヲ表スル者ト確信スルニ付尚暫ラク猶豫アリ度旨申シ來リ候依テ翌廿三日中ハ差控ヘ廿四日重テ同局長ヲ經テ及催促候處豫期ノ通り其前日回答ニ接シタルモ其旨趣ハ只速ニ決定シテ本日中ニ確答スヘシトノコトニ付更ニ一日丈猶豫アリ度旨申越候而テ其翌廿五日ニ至リ果シテ悉皆ノ回答纏マリ且關係列國孰レモ帝國ノ參列ニ同意ヲ表シタル趣同局長ヨリ通報有之續テ別紙第二号ノ通り外務大臣ヨリ回答申越候ニ付直チ第十五号電信ヲ以テ其旨申進候然ルニ右拙電ト行違ヒ翌廿六日貴殿第十一号接到致候得共最前前回電ノ必要無之ト認メ其俛ニ致置候尤前陳ノ次第二本官提議ニ對シ外務大臣ハ遂ニ何分ノ回答ヲ為サス事終結ニ至リタル儀ニ有之候

今回蘭國政府ノ回答ニ添付シタル列國政府回答ノ旨趣ハ夫々別紙寫ニ依リ仰御了悉候而テ右列國ノ外ハ孰レモ單ニ帝國政府ノ參列ヲ歡迎スル旨ヲ申越タル趣ニ有之候將又右列國ノ回答書ハ帝國政府ノ委員当府來着ノ上閱覽セシムヘキハ勿論ニ候得共帝國政府ノ之ニ對スル意見ハ本

國際私法上ノ事項ニ關スル列國同盟條約ニ加盟ノ件

國際私法上ノ事項ニ關スル列國同盟條約ニ加盟並ニ次回會議ニ帝國政府委員參列ノ儀ニ付テハ去ル二月五日付公信第九号ヲ以テ申進候趣有之候処其後帝國政府ハ次回會議ニ參列ノ為メ必要ノ準備既ニ整ヒタルヲ以テ蘭國政府ヨリ招待状至急發布相成候様可及旨本月七日第七号貴電ニ接候ニ付同十日外務大臣ニ面會シ御來示ノ趣申聞候處同大臣ハ未タ關係列國政府ヨリ悉皆ノ回答來ラス且其回答中ニ次回會議ニ帝國ノ參列スルハ歡迎スルトコロナレトモ是レ未成年者ノ後見ニ關スル條約ノ第十條並ニ其他ノ條約中同様ノ條項ニ適合セサルモノノ如シトテ同大臣ノ注意ヲ喚起シタルモノ有之依テ該問題ハ目下蘭國政府ノ委員ニ於テ詮議中ナル旨回答候ニ付本官ハ既ニ帝國ノ參列ニ付各國政府カ同意ヲ表シタル以上ハ該條項ノ如キハ次回會議ニ於テ如何様ニモ修正スルヲ得ヘキモノト思量候旨申述候処兎ニ角現今委員ニ於テ詮議中ナルヲ以テ其終結次第更ニ何分ノ返答ニ可及トノ事ニ有之續テ同十四日第八号貴電接到ニ付直ニ半公信ヲ以テ外務大臣ヘ其旨ヲ申入レ及催促候処別紙第一号寫ノ通り回答申越候

後十八日再ヒ第九号貴殿到達ニ付即日外務大臣ヲ訪問シ御來示ノ趣陳述致候処同大臣ハ其後折角往復中ナルモ未タ最後ノ回答悉皆纏ラス尚何分ノ確答ヲ與フル能ハサル趣ニ付本官ハ蘭國政府カ今日直不斲斡旋ノ勞ヲ執リタルハ本官ノ感謝スルトコロナレトモ如何セシ帝國政府ノ委員カ本邦ヲ出發スルノ時期既ニ切迫シ此上遷延スルトキハ折角同大臣ノ尽力ニ依リ協議纏マルモ時機後レ事實其詮ナキニ至ルノ虞アリ就テハ關係列國中同意ヲ表スル者既ニ多数ニ至リタル旨本官ニ於テ伝聞セシニ付此際右多数ノ回答ニ基キ断然招待状ヲ發スル事結ハサルヤ若又右相叶ハサルモノトセハ最早他ニ手段ナシト思考スルヲ以テ本官ヨリ帝國政府ニ電報シ其未タ同意ヲ表セサル列國政府ヘ直接交渉ヲ試ムル様申遣度ニ付該國名ヲ本官ニ指示シ併セテ右手段ヲ執ルニ付同大臣ノ承諾ヲ得度旨申出候蓋シ右第一案ハ元來本件ニ關スル條約議定ノ後是ニ調印スルト及追テ之ヲ批准スルトセサルトハ勿論各國政府ノ隨意ニ候得共該會議ニ於ケル一切ノ問題ハ委員多数ノ投票ニ依リ決議致候儀ニ有之由テ此主義ヲ引用シテ列國政府回答中多数ノ旨趣ニ基キ招待状ヲ發スルモ強チ穩當ヲ欠クコト無カルヘクト思考シタル故ニ有之又夕第二案

【資料8】 明治三十七年二月五日付公信第九号

公信第九号

国際私法上ノ事項ニ関スル列國同盟條約ニ加盟ノ件

帝國政府ニ於テ國際私法上ノ事項ニ関スル列國同盟條約ニ加盟ノ件ニ付テハ客歲八月十日付公信第三八号ヲ以テ同日直蘭國政府ト交渉ノ顛末申進候来同年十月七日付送第三八号ヲ以テ帝國法律摘要書御回付相成リ同十一月廿日接到致候ニ付直チニ別紙寫ノ如キ口上書ヲ添ヘ之ヲ外務大臣ヘ送付シ併テ本邦ヨリ委員派遣ニ付テハ不尠時日ヲ要スルヲ以テ折角列國政府ノ協議纏リ候共右時日無之様ニテハ其詮ナキニ依リ列國政府トノ交渉ハ可成速カニ完結候様尽力有之度旨依頼致置候其后未タ蘭國政府ノ回答ハ受領不致候得共時々同大臣ニ面會ノ序ヲ以テ本件ノ成行ヲ閉合セ候処蘭國政府ハ右口上書ニ接スルヤ該摘要書ヲ印刷ニ付シ前報ノ如ク帝國政府ノ委員次回ノ同會議ニ參列ノ件ニ付キ關係列國政府ノ同意ヲ求ムル為メ蘭國政府ヨリ照會ヲ發シタル趣ニ有之而テ本月二日付大臣ヨリ列國中數ヶ國ハ既ニ回答ヲ送り越シ其分ハ何レモ同意

ヲ表シ參リ候得共未タ悉皆ノ回答ニ接セサル旨並ニ次回ノ會議ハ愈来ル五月十六日ヨリ開會ノ事ニ決定セシ趣談話有之候依テ本官ハ前陳ノ通り本邦ヨリ委員派遣ノ都合有之ニ付可成ハ此際其回答未済ノ列國ニ対シ催促アリタキ旨及依頼候處同大臣ハ之ニ應シ其翌日ヲ以テ催促狀ヲ發送スヘキ旨約諾被致候而テ是等各國ニ於テモ多分異存ナカルヘクト被存候ニ付其回答相纏マリ次第直チニ帝國政府ニ向ケ同會議ニ參列ノ案内狀發付ノ都合ニ有之候間愈右様ノ運ニ至リ候ハバ直チニ電信ヲ以テ可申進候得共該委員任命ノ儀ハ豫メ御詮議相成候方可然ト思考致候右昨四日發第一号電信ノ説明旁申進候敬具

明治卅七年二月五日

在欄

特命全權公使 三橋信方

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

【資料9】 明治三十七年三月二十八日付公信第二四号

公信第二四号

會シテ帝國政府ノ希望ヲ詳述シ併セテ本官ニ於テハ委員中ニ於ケル前記反對論ノ如キハ甚タ謂レナキモノト思考候事由ヲ陳弁致候処熟考ノ上退テ回答スヘキ旨ヲ被答其後更ニ面會ノ節同大臣ノ答辨ハ略アツセル氏返答ノ通りニ有之候其第三項ニ付テハ列國委員中多少ノ反對論アルモ蘭國政府ハ敢テ異議ヲ有セス殊ニ貴論ノ如ク日本國政府ニ於テ強テ之ヲ希望セラルル義ナレハ蘭國政府ヨリ之ニ関シ列國政府ノ同意ヲ需ムル為メ交渉ヲ遂クルコトハ欣然可取計ニ付其旨一應書面ヲ以テ申越サレ度トノ事ニ有之候然ルニ第一項及第二項ニ関シテハ前陳ノ通り蘭國政府ノ意見既ニ明瞭致居此上交渉ノ必要可無之ト相認メ候故單ニ第三項ニ関シ五月廿日別紙甲号ノ通り口上書ヲ送り候處外務大臣ハ同政府委員等ト協議ノ上本月五日ニ至リ乙号ノ通り回答申越候間委細ハ右ニテ仰御了悉候而テ右回答中帝國政府ノ委員招待ニ関シ同盟列國政府ノ意見ヲ問合スニ当リ既ニ締結セラレタル條約並ニ第四回會議ノ議定議事項目ニ記載ノ事項ニ係ル帝國法律ノ摘要書ヲ之ニ添付致度トノ義ニ関シテハ尚外務大臣ニ面會ノ上如此摘要書ハ其調製ニ不尠時日ヲ要スヘクニ付其代リトシテ帝國法律全部ノ佛訳若クハ英譯ヲ送付セハ如何ト問

試候處同大臣ハ法律全部ノ譯文ニテハ極メテ浩瀚ニシテ閱讀ニ不便ナルヘク殊ニ前年某々國政府ヨリ同様ノ摘要書ヲ提出シタル实例モ有之ヲ以テ帝國政府ニ於テモ可成同様ノ書類ヲ提出セラレ度又列國政府トノ交渉ヲ完了スルニハ頗ル時日ヲ要スルニ依リ右摘要書ハ可成至急送付セラレ度ト被答候而テ同大臣ノ見込ニテハ次回ノ會議ハ多分明年五月開會ニ至ルヘキ趣ニ候處如前陳列國政府トノ交渉頗ル時日ヲ要シ其完結ノ上ナラテハ帝國政府ニ招待状ヲ發スルコト能ハサルハ勿論ニ有之加之豫帝國政府ノ委員參列ニ決シ当府ニ來着致候ニモ亦不尠時日ヲ要スヘク旁以テ右摘要書ハ至急調製御送付相成候コト必要ト存候ニ付去ル六日第六号拙電ヲ以テ右ノ趣概略申進タル次第ニ有之候本件今日直交渉ノ顛末具報旁此段申進候敬具

明治卅六年八月十日

在蘭

特命全權公使 三橋信方

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

帝國政府ニ於テ國際私法上ノ事項ニ関スル列國同盟條約ニ加盟希望ノ件ニ付曩ニ蘭國政府ト交渉ノ顛末ヲ具シ帝國政府ノ意嚮仰回訓候處本年四月二日付送第一八号ヲ以テ司法大臣回答寫添御申越有之右ニ依リ帝國政府ハ(一)次回開會ニ於テ該條約中ニ第三國ト虽トモ加盟スルコトヲ得ル趣旨ノ條項挿入セラルルコト(二)一ニノ條約ニ限り加盟スルコトヲ許サス或ハ総テノ條約ニ加盟シタル上ニアラサレハ參列ヲ許サスト為スカ如キ極端ナル意見ハ成立ニ至ラサルコト及(三)會議ニ參列シテ豫テ帝國政府ノ意見ヲ發表候義必要ニ付此際直チニ帝國政府ニ招待状ヲ發セラルルコトノ三項ヲ希望セラレ候趣了承致候處就中右第三項ノ旨趣ヲ貫徹スルヲ得ハ帝國政府ニ取リ最モ便宜ト相認候ニ付本官ハ之ヲ主眼トシテ蘭國政府ニ交渉スルコトニ相決シ候先是本件ニ関スル委員中ニハ帝國ノ加盟ヲ歡迎スル者不尠候得共亦之ニ反對ヲ唱フル者モ有之其主意ハ千九百二年十一月十五日付外務大臣回答書ニ陳述有之候モノノ外尚ホ從來加盟ノ列國ニ於テスラ或ハ一ニノ條約ノミニ加盟セント云ヒ或ハ條約中ノ某條項ハ批准シ難シト云フカ如キモアルニ付此上締盟國ヲ増

加スルトキハ其一致同盟ヲ得ル上ニ於テ益困難ヲ來スヘク元來本件ハ欧州列國間私法上ノ事項ヲ規定スルハ主意ニ出テ現ニ北米合衆國ノ如キハ最初ヨリ招待セサリシモノナルニ依リ欧州外ニ在ル日本國ノ如キハ之ニ加盟ヲ許スヘカラスト云フニ有之候旨聞及候ニ付先ツ本件ノ主管者タル蘭國政府委員長樞密顧問官アツセル氏ニ會見ヲ求メ本件目下ノ狀況開合候處其答フルトコロニ依レハ千九百九十六年ノ條約ハ其規定ニ係ル五ヶ年間ノ經驗ニ依リ修正ノ必要アルヲ認メ既ニ其條項ヲ調査シテ關係列國ニ移牒シタレトモ未タ回答ニ接セス又前回ノ會議ニ提起セラレタル事項ニシテ未タ條約案起艸セラレサルモノアリテ目下關係委員ニ於テ夫々調製中ナル趣ニ有之依テ本官ハ今回御申越ニ係ル帝國政府希望ノ廉々ヲ述ヘ其貫徹スル様盡力アリ度旨依頼候處第一項ハ既ニ蘭國外務大臣トモ協議済ニシテ蘭國委員等ハ十分斡旋スルトコロアルベク第二項ニ付テハ如斯極端ナル意見ハ多分可決セラレサルヘキモ尚其成立ニ至ラサル様尽力スヘク第三項ニ関シテハ同氏自身ハ最モ賛成ナルニ依リ外務省ヨリ更ニ移牒アルニ於テハ同僚委員等ト協議ヲ遂ケ可成帝國政府ノ希望ヲ應スル様努ム可キ旨申聞候依テ引續キ外務大臣二面

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

【資料6】 明治三十六年三月二十六日付司法省民刑甲第四七号

司法省民刑甲第四七號

本年二月十六日送第一八號ヲ以テ國際私法上ノ事項ニ關スル萬國會議ノ件ニ関シ蘭國駐在帝國公使ノ具申書ヲ添ヘ御照會ノ趣了承致候關係各國委員ニ於テ從前該會議ニ參列シタルコトナク從テ該會議ノ成案ニ係ル條約ニ加盟シタルコトナキ第三國ノ委員ヲ次回開會ニ列席セシムルハ不可ナリトノ意見ニ有之候上ハ蘭國政府ニ於テモ最初ノ申出ノ如ク帝國政府ニ對シテ招待狀ヲ發スルノ運ニ難相成儀ト存候就テハ先以テ帝國政府ノ必要ト認ムル條約ニ加盟シ其上會議參列ヲ要求スルノ方法ヲ講スルノ外ナカルヘキニ付キ次回開會ニ於テ訴訟上ノ共助ニ關スル條約ニ修正ヲ加フヘキ見込ニ有之候ハハ是非共該條約中第三國ト雖モ加盟スルコトヲ得ル趣旨ノ條項挿入セラルル様蘭國政府委員ニ於テ盡力有之度儀ト存候他ノ三條約ニ加盟スルコトヲ得ルヤ否ヤニ付テハ慎重ナル調査ヲ要シ

遽ニ断定難致事情有之ニ因リ將來取捨ノ餘地ヲ存スル為メ一ニ條約ニ限り加盟スルコトヲ許サス或ハ總テノ條約ニ加盟シタル上ニ非サレハ參列ヲ許サスト為スカ如キ極端ナル意見ハ成立ニ至ラサル様是亦盡力有之度儀ト存候尤モ何レノ條約ニ加盟セントスルニ付テモ其修正等ノ討議ニ參與シ豫テ帝國政府ノ意見ヲ發表致置候儀必要ニ有之候間自然關係各國間ニ於ケル再應ノ協議ニ依リ此際直ニ帝國政府ニ招待狀ヲ發スルコトニ付キ異議ナキニ至リ候ハハ最モ便宜ト被存候以上ノ趣旨ヲ斟酌シ適宜蘭國政府ヘ協議致候様更ニ同國駐在公使ヘ訓令相成度此段及回答候也

明治三十六年三月二十六日

司法大臣男爵 清浦奎吾

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

【資料7】 明治三十六年八月十日付公信第三八号

公信第三八号

國際私法上ノ事項ニ關スル列國同盟條約ニ加盟之件

ニ相答候依テ本官ハ事実右ノ次第ナレハ今更致方可無之
モ若シ帝國政府カ来年秋季ノ開會ニ先チ今回来示ノ通り
該條約ヲ列國政府ト締結スルコトヲ希望スルニ於テハ蘭
國政府ハ之ニ関シ紹介ノ勞ヲ執リ該條約締結ノ運ニ取計
フヘキヤノ旨問試ミ候処同大臣ハ蘭國政府ニ於テ右様紹
介ノ勞ヲ執ルハ敢テ辞セサルトコロナレトモ別紙議定議
事項目^{トゴクム}ニ記載ノ通り次回ノ會議ニ於テハ同條約ノ各通
ニ涉リ修正若クハ追加ヲ為ス筈ナルヲ以テ該條約ハ執レ
モ完備ノモノトハ云ヒ難ク此際斯ク不完備ノ條約ヲ締結
スルモ敢テ其詮無カルヘク又關係列國政府ニ於テモ同様
ノ意見ヲ有スルナルヘキニ依リ寧ロ今回通牒ノ如ク該條
約中ニ加盟手續ニ關スル條項ヲ挿入スルノ提議可決スル
ヲ俟テ加入セラルル方簡便ナルヘシト述ラレ又關係列國
政府委員中ニハ甲國ハ該條約中ノ或ルモノニ加盟シ乙國
ハ他ノモノノミニ加盟スル等ノ如キ事アリテハ本同盟根
本ノ目的ニ違背スルヲ以テ将来加盟國ハ條約中ノ一部ノ
ミニ加盟スルヲ許サストノ條項ヲ挿入スヘシトノ意見ヲ
有スル者尠カラス就テハ帝國政府ハ別冊各條約ニ全然加
盟スルコト差支ナキヤ否豫メ調査相成度ト陳述有之候ニ
付本官ハ之ニ對シ帝國政府ニ於テ同條約ニ加盟ヲ希望ス

ル以上ハ因ヨリ其覺悟ナカルヘカラス然レトモ其全部加
盟ニ差支ナカラシムル為メニハ帝國政府ノ委員該會議ニ
參列シ其意見ヲ發表スルコト愈必要ナルヘキニ依リ今回
通牒ノ趣ハ本官ノ遺憾トスル処ナレトモ關係列國政府並
ニ蘭國政府委員會ニ於テ評議ノ結果斯ノ如キ決議ニ至リ
タル以上ハ一應右ノ次第ヲ帝國政府ニ具申シ其指揮ニ依
リ更ニ蘭國政府ノ助力ヲ煩ハスコトアルヘシト相答置候
本件今日直ノ顛末前陳ノ通ニ有之候就テハ若シ帝國政府
ニ於テ別冊四條約共現今ノ俣ニテ差支ナシト被認候ハバ
敢テ蘭國政府ノ提議セントスル加盟手續カ該條約ニ挿入
セラルルヲ俟ツノ必要モ可無之且第四回會議ニ於テ右加
盟ニ關スル條項挿入ノ議必ラス可決スヘシトモ期シ難キ
義ト存候ニ付此際直ニ蘭國政府ノ紹介ニ依リ關係列國政
府ト該條約ヲ締結セラルヘキヤ又ハ蘭國外務大臣勸告ノ
如ク進ミ加盟手續ノ決定ヲ俟テ同條約ニ加盟セラルヘキ
ヤ帝國政府ノ意向回訓相成度別紙相添此段申進候敬具

明治卅五年十一月廿一日

在蘭

特命全權公使 三橋信方

特命全權公使 三橋信方

外務大臣男爵 小村壽太郎殿

〔資料5〕 明治三五年一月二一日付公信第八二号

公信第八二号

國際私法上ノ事項ニ関スル列國同盟條約ニ加盟ノ件
 國際私法上ノ事項ニ関スル列國同盟條約ニ加盟ノ儀帝國
 政府ニ於テ希望セラレ候ニ付次回ノ會議ニハ帝國政府ヘ
 モ招待狀發送ノ都合ニ相成候様可取計旨客歲十月八日付
 送第四五号貴信ヲ以テ回訓有之候ニ付其旨直ニ蘭國政府
 ヘ申入レ出来不怠催促致居候得共其回答追々遷延ニ涉リ
 候趣ハ本年六月十七日付公信第四〇号ヲ以テ及具報候通
 リニ有之候處去ル十七日ニ至リ漸ク別紙口上書寫ノ如ク
 蘭國政府ヨリ回答ニ接シ候右ニ依レハ次回ノ會議開會前
 其準備トシテ記名列國政府ノ委員ニ於テ豫メ協議ヲ為ス
 ニ當リ帝國政府ノ如ク前回ノ會議ニ代表セラレサリシ政
 府ノ委員カ之ニ加ハルハ事實困難ナルノミナラス今回同

會議ニ関シ蘭國政府ヨリ關係列國政府ニ致シタル「議
 定議事項目」ハ全ク千八百九十六年締結條約ノ修正ト本
 年六月十二日海牙府ニ於テ締結セラレタル三條約ニ密接
 ノ關係ヲ有スル事項ノミニ有之而シテ右條約中前回ノ會
 議ニ列席セサル邦國ノ政府ヲ之ニ加入セシムルノ規定ナ
 キヲ以テ帝國政府ニシテ該同盟ニ加入セント欲セハ先以
 テ該條約記名各國ト右同様ノ條約シ締結セサル可ラス乍
 去蘭國政府ハ次回ノ會議ニ於テ前陳條約ノ修正ヲ議スル
 ニ當リ記名國以外ノ列國加盟ニ關スル條項ヲ挿入スルノ
 議ヲ提起スル様同國政府ノ委員ニ命スヘク日本國ハ此條
 項ニ依リ加盟スルヲ得ヘシトノ旨趣ニ有之候然ルニ右ハ
 客歲四月廿八日付公信第一八号ヲ以テ及報告候如ク當時
 ノ外務大臣「ボーフォール」氏ノ談話ニ係ル帝國政府ニ
 於テ同條約ニ加盟ノ希望アラハ第四回會議ニ參同セラル
 ルコト必要ナリトノ旨趣ト齟齬致候ニ付本官ハ現任外務
 大臣ト面會其旨相訊シ候處最前蘭國政府ニ於テモ「ボー
 フォール」氏陳述ノ如キ意見ヲ有シ居リタレトモ其後同
 盟列國政府ノ委員並ニ蘭國政府委員等ニ於テ評議ノ結果
 曩ニ希臘政府ヨリ提起シタル帝國政府ト同様ノ請求ヲ謝
 絶シタル先例モ有之旁今回通牒ノ如キ決議ニ至リタル旨

【資料4】 明治三五年六月一七日付公信第四〇号

公信第四〇号

國際私法上ノ事件ニ関スル列國同盟條約調印之件

國際私法上ノ事件ニ関スル列國同盟條約中去ル千九百年
海牙府ニ於テ開會ノ第三回列國會議ニ於テ議定シタル各
條約（昨年四月廿八日付公信第一八号添付ノ書類第四參
觀）ハ出来引續キ關係列國政府ニ於テ詮議ヲ遂ケ當國政
府ト交渉中ニ有之候處右ノ中第一、結婚ニ関スルモノ、
第二、離婚及別居ニ関スルモノ、並ニ第三、未成年者ノ
後見ニ関スルモノハ漸ク去ル十二日ヲ以テ蘭、獨、澳、
白、西、伊、歴山堡、羅、瑞諾、瑞西ノ各國全權委員ニ
於テ之ニ調印ヲ了リ候右各國ノ外葡國ハ前記第一及第三
ノ條約ノミニ調印シ第二條約ニハ未タ調印セサレトモ多
分規定期限即チ六週間内ニハ調印可致其他殘餘ノ各國モ
同期限内ニ調印ノ運ニ至ルヘキ趣ニ有之候右調印済ノ條
約ハ最前議定ノ草案ニ比シ多少字句ノ變更有之候ニ付更
ニ別紙寫三通茲ニ差進候間御覽相成度候將又第四、相
續遺言及遺贈ニ関スル分ハ關係列國未タ悉ク同意ヲ表ス

ルニ至ラサルヲ以テ次回即チ第四回列國會議ノ開會ヲ待
ツテ更ニ審議スルコトト相成候而テ右第四回會議ニハ帝
國政府ハ之ニ參列スルコトヲ希望セラレ候ニ付同會議ヘ
ノ招待状ヲ帝國政府ヘモ發送ノ都合ニ相成候様斡旋可致
旨客歲十月八日付送第四五号ヲ以テ回訓ノ次第有之候ニ
付其旨直ニ蘭國政府ヘ申入レ出来不怠時々督促致居候得
共未タ第三回會議ノ結末モ相付カス為メニ第四回會議ノ
時期ヲ豫定スル場合ニモ立至ラス且右ニ付テハ同盟列國
政府ヘ照會並ニ本件ニ関スル蘭國政府委員會ノ審議ヲ處
スル趣ニテ追々遷延於今何分ノ回答ニ接セス折柄前陳ノ
通り條約調印ノ運ニ至リ候ニ付頃日再ヒ外務大臣ニ面會
督促致候處右様調印ヲ了リ候ニ付テハ是ヨリ第四回會議
開會協議ニ移ルヘク随テ帝國政府ノ希望ニ付テモ不遠協
議ヲ了リ何分ノ回答ヲ為シ得ルニ至ルヘク且最早到底本
年中ハ開會ノ見込無之早クモ来年ノコトニ可有之ニ付其
時機ヲ失セサル様協議ヲ尽シ回答可致旨被答候就テハ追
テ右回答ニ接シ次第更ニ具申可致候得共不取敢前記條約
調印済ノ件茲ニ及具報候敬具

明治卅五年六月十七日

在蘭

参照三號

蘭國駐在我邦公使ヨリ外務大臣ニ宛テタル回報書

(注：回報書は、【資料1】として掲げた公信一八号のことであり、ここでは省略することとする。)

乙號

内閣批第一〇六號

明治三十四年九月十七日民刑第七八二号

國際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列ノ件請議ノ通

明治三十四年九月廿一日

内閣總理大臣子爵 桂太郎

【資料3】 明治三十四年一〇月八日付送第四五号

送第四五號

在蘭國

三橋公使

小村外務大臣

(各全權委員記名)

國際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列希望ノ件

本年四月廿八日付公信第一八號ヲ以ツテ海牙府ニ於テ曾
テ白耳義外七ヶ國間ニ締結セラレタル國際私法上ノ事件
ニ関スル列國同盟條約及ビ別約加盟手續等ニ関シ縷々御
申越ノ末自然帝國政府ニ於テモ全條約ニ加盟ノ希望有之
候ハバ多分明年中ニ開カルベキ第四回該會議ヘ參同ノ事
必要ト存ゼラルルニ付豫メ其期ニ先ダチ任國政府ニ於テ
同盟列國ト協議ノ上我ガ帝國政府ヘモ招待状ヲ發送スル
様御高配可有之ニヨリ本件ニ関スル我政府ノ意嚮訓示ヲ
知り旨其申候相成儀了承時政府ノ有萬國會議ハ訴訟上ノ
共助ノ外一切ノ國際法上ノ事項ヲ審議シ列國共通ノ規則
ヲ設立スルヲ以テ目的トナスモノニシテ之ニ參列スルハ
既成ノ條約ニ加盟スルタメ必要ナルノミナラズ將來續出
スベキ國際私法上ノ事項ヲ処理スルタメニモ最モ有益ナ
ルニ付帝國政府ハ之ニ參列スルコトヲ希望此間御申出ノ
通り次回ノ同會議ニハ帝國政府ヘモ招待状發送ノ都合ニ
相成度御幹旋相成度此段及回訓候敬具

第四条 本條約加入ノ議定書ハ千八百九十四年六月七日
海牙ノ會議ニ興リタル各國ノ為メ千八百九十八年一月
一日マテ開披セラルヘシ

右證據トシテ各國ノ全權委員ハ本條約書ニ記名調印セリ
千八百九十六年十一月十四日海牙ニ於テ原本一通ヲ作り
之ヲ和蘭國政府ノ記録中ニ保管シ外交機關ヲ經テ條約國
及ヒ加入國ニ其認證アル謄本ヲ交附スヘシ

(各全權委員記名)

追加議定書

千八百九十六年十一月十四日國際私法條約ノ記名國タル
白耳義、佛蘭西、以太利、蘆森堡、和蘭、葡萄牙、瑞西
及ヒ加入國タル瑞典、諾威ノ政府ハ本條約ヲ追加スルヲ
便宜ナリト認メ各全權委員ハ互ニ其委任状ヲ示シ其良好
妥當ナルヲ認メ左ノ數條ヲ協定セリ

第十一條追加 第十一條二掲ケタル住所ノ條件ヲ必要ト
セサルコトニ付キ特別條約ヲ締結シタル本條約國ノ人
民ハ特別條約ヲ締結シタル國ニ於テハ其條約ニ規定セ
ラレタル場合ニ於テ一ノ本條約國ニ住所ヲ有セサルト
キト虽モ第十一條ニ記載シタル保證及ヒ供託ヲ免除セ

ラルヘシ

附則第一條及ヒ第二條追加 批准ノ提出ハ本條約國ノ多
數力準備ヲ了リタルトキハ直チニ為スコトヲ得ヘシ

提出ニ付テハ調書ヲ作り外交機關ヲ經テ各條約國ニ其
認證アル謄本ヲ交付スヘシ

本條約ハ前項ノ調書ノ日附ヨリ四週間ノ後實施セラ
ルヘシ

第二條ノ掲ケタル五ヶ年ノ期間ハ前項ノ日附後ニ批准
ノ提出ヲ為シタル條約國ニ對シテモ其日附ヨリ始マル
ヘシ

附則第三條追加 「滿了前六ヶ月内ニ解除ノ通知ヲ為サ
サル限りハ」トアル語ハ通知ハ滿了ヨリ少クモ六ヶ月
前ニ為スコトヲ要スル意義ニ解スヘシ

追加議定書ハ本條約ノ一部ヲ為シ之ト同時ニ批准セラ
ルヘシ

右證據トシテ各國ノ全權委員ハ此追加議定書ニ記名調印
セリ

千八百九十七年五月二十二日海牙ニ於テ原本一通ヲ作り
之ヲ和蘭國政府ノ記録ニ保管シ外交機關ヲ經テ各條約國
及ヒ加入國ニ其認證アル謄本ヲ交附スヘシ

律ニ從ヒテ執行力ヲ付セラルヘシ

第十三條 管轄官廳ハ左ノ事項ニ限り調査スヘシ

一 裁判ノ正本カ其言渡アリタル國ノ法律ニ從ヒ公

正力ヲ有スル為メニ必要ナル條件ヲ具備セルヤ否

ヤ

二 裁判力同一ノ法律ニ從ヒ確定シタルヤ否ヤ

四 訴訟上ノ救助

第十四條 各條約國ノ人民ハ他ノ條約國ニ於テ其國ノ法

律ニ從ヒ其國ノ人民ト同一ニ訴訟上ノ救助ヲ受クヘシ

第十五條 何レノ場合ニ於テモ外國人ノ普通ノ居所若シ

普通ノ居所ナキトキハ其現在ノ居所ノ官廳ハ無資力ノ

證明ヲ附與シ又ハ其申立ヲ受クルコトヲ要ス

請求者カ其請求ヲ為ス國ニ住居セサル場合ニ於テハ書

類ノ提出セラルヘキ國ノ外交官又ハ領事官無償ニテ無

資力ノ證明書又ハ申立書ニ認證スヘシ

第十六條 無資力ノ證明書ヲ附與シ又ハ其申立ヲ受クル

コトニ付テノ管轄官廳ハ他ノ條約國ノ官廳ニ對シ請求

者ノ資産ニ関スル報告ヲ求ルコトヲ得

訴訟上ノ救助ノ請求ニ付キ裁判スヘキ官廳ハ其職權ノ

範圍ニ於テ提供セラレタル證明書又ハ申立書及ヒ報告
書ヲ審査スル權利ヲ保有ス

五 拘留

第十七條 拘留ハ民事又ハ商事ニ関シ執行方法又ハ保存

處分トシテ本國ノ人民ニ對シ之ヲ行フコトヲ得サル場

合ニ於テハ各條約國ニ屬スル外國人ニ對シテモ之ヲ行

フコトヲ得ス

附則

第一條 本條約ハ之ヲ批准シ其批准ハ成ルヘク速ニ海牙

ニ提出セラルヘシ

第二條 本條約ハ批准提出ノ日ヨリ五ヶ年間其効力ヲ有

スヘシ

第三條 本條約ハ一ノ條約國ヨリ期間滿了前六ヶ月内ニ

解除ノ通知ヲ為ササル限りハ五ヶ年毎ニ暗黙ニ更新セ

ラルヘシ

解除ハ其通知ヲ為シタル一國又ハ數國ニ對シテノミ其

効力ヲ生シ其他ノ條約國ニ對シテハ本條約ノ執行力ヲ

繼續スヘシ

託スルコトヲ得

第六條 嘱託書ノ送付ハ両国ノ官廳間ニ直接通信ノ許サレサル限りハ外交機關ヲ經テ之ヲ為ス

受託國ノ國語ヲ以テ嘱託書ヲ作ラサル場合ニ於テハ兩關係國ノ間ニ協定セラレタル國語ヲ以テ作りタル譯文ヲ添附スルコトヲ要ス但反對ノ定アルトキハ此限ニ在ラス

第七條 嘱託ヲ受ケタル司法官廳ハ其嘱託ニ應スルコトヲ要ス但左ノ場合ニ限り之ニ應スルコトヲ拒ムコトヲ得

一 書類ノ公正ナルコトカ證明セラレサルトキ

二 受託國ニ於テ嘱託ノ施行カ司法裁判所ノ權限ニ屬セサルトキ

其他領土内ニ於テ嘱託ノ施行アルヘキ國カ其主權又ハ公安ヲ害スヘキ性質ノモノト認ムルトキハ其施行ヲ拒ムコトヲ得

第八條 受託官廳ノ管轄違ナル場合ニ於テハ其國法ノ規定ニ從ヒ職權ヲ以テ同國ノ管轄官廳ニ嘱託ヲ移付スヘシ

第九條 嘱託カ受託官廳ニ依リ施行セラレサル一切ノ場

合ニ於テ其官廳ハ直チニ其旨ヲ嘱託官廳ニ通知スヘシ

但第七條ノ場合ニ於テハ嘱託ノ施行ヲ拒ム理由、第八條ノ場合ニ於テハ嘱託ヲ移付シタル官廳ヲ指示スヘシ

第十條 嘱託ヲ施行スル司法官廳ハ其法式ニ關シテハ其國ノ法律ヲ適用スヘシ

嘱託官廳ハ受託國ノ法律ヲ以テ規定セラレサル特別ノ法式ニ從ヒテ手續ヲ為スヘキコトヲ請求スルコトヲ得但其手續カ受託國ノ法律ニ依リテ禁止セラレサル場合ニ限ル

三 訴訟上ノ保證

第十一條 條約國ノ人民ハ一ノ條約國ニ住所ヲ有スルトキハ他ノ條約國ノ裁判所ニ於テ原告又ハ參加人トナルトキ外國人ナルノ故又ハ其國ニ住所若クハ居所ヲ有セサルノ故ヲ以テ如何ナル名義ニ依リテモ保證又ハ供託ヲ命セラルルコトナシ

第十二條 第十一條ノ規定ニ依リ又ハ訴カ提起セラレタル國ノ法律ニ依リ保證又ハ供託ヲ免除セラレタル原告又ハ參加人ニ對シ一ノ條約國ニ於テ言渡サレタル訴訟費用ノ裁判ハ各條約國ニ於テ管轄官廳ニ依リ其國ノ法

佛蘭西共和國大統領、白耳義國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下ノ名ヲ以テ政ヲ攝スル皇太后陛下、以太利國皇帝陛下蘆森堡國太公拿掃公殿下、和蘭國皇帝陛下ノ名ヲ以テ政ヲ攝スル皇太后陛下、葡萄牙國及ヒアルガルブ國等ノ皇帝陛下、瑞西聯邦政治ハ民事訴訟法ニ関スル國際私法上ノ諸般ノ事項ニ付キ共同規則ヲ設定センコトヲ希望シ之カ為メ條約ヲ締結スルニ決定シ各其全權委員ヲ任命セリ(委員氏名省略)

因テ各全權委員ハ其全權委任狀ヲ示シ其良好妥當ナルヲ認メ左ノ諸條ヲ協定セリ

一 訴訟上又ハ訴訟外ノ書類ノ送達

第一條 民事又ハ商事ニ関シ外國人ニ對スル書類ノ送達ハ條約國間ニ於テハ一ノ條約國ノ檢事局ノ官吏又ハ裁判所ヨリ他ノ國ノ管轄官廳ニ宛テタル請求ニ依リテ之ヲ為ス

請求書ノ送付ハ兩國官廳間ニ直接通信ノ許サレサル限りハ外交機關ヲ經テ之ヲ為ス

第二條 送達ハ請求ヲ受ケタル官廳之ヲ為シ領土内ニ於テ送達ノ施行アルヘキ國ノ主權又ハ公安ヲ害スヘキ性質ノモノト認ムルトキノ外之ヲ拒ムコトヲ得ス

第三條 送達ノ證明ヲ為スニハ日附ノ記載及ヒ署名ノ認

證アル受領書又ハ請求ヲ受ケタル官廳ノ送達ノ事實及ヒ日附ヲ記載シタル證明書ヲ以テ足ル

受領又ハ證明ハ送達書類ノ副本中之カ為メニ送付セラレタルモノニ之ヲ記載シ又ハ其書面ヲ添附スヘシ

第四條 前數條ノ規定ハ左ノ權能ヲ妨ケス

一 外國ニ在ル利害關係人ニ郵便ヲ以テ直接ニ書類ヲ送ル權能

二 送達ノ施行アルヘキ國ノ公吏又ハ管轄官廳ヲシテ直接ニ送達ヲ為サシムル利害關係人ノ權能

三 外交官又ハ領事官ヲシテ外國人ニ對スル送達ヲ為サシムル各國ノ權能

前各号ニ掲ケタル權能ハ關係國ノ法律又ハ關係國ノ間ニ結ハレタル條約ヲ以テ認メラレタルトキニ限り存スルモノトス

二 訴訟行為ノ囑託

第五條 民事又ハ商事ニ関シ條約國ノ司法官廳ハ其國法ノ規定ニ從ヒ他ノ締約國ノ管轄官廳ニ對シ其官廳ノ管轄内ニ於テ證據調又ハ其他ノ訴訟行為ヲ為スコトヲ囑

モ亦此際該條約ニ加盟スルコトヲ得ハ同盟列國トノ間格別ニ協議訂約スヘキ煩累無之極メテ便宜ト思料候ニ付キ加盟ノ手續等調査報告方彙ニ本大臣ヨリ外務大臣ニ照會シ同大臣ヨリ蘭國駐在我邦公使ニ訓令相成候處別紙(參照三號)ノ通同公使ヨリ回報有之其要ハ千八百九十四年以後三回海牙ニ於テ開會シタル國際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議ニ參列シタルニ非サレハ加盟ヲ許サザル趣旨ナルニ付キ我邦政府若シ加盟ノ希望アルニ於テハ先以テ多分明年開會セラルヘキ次回ノ萬國會議ニ參列スルコトヲ要スヘク仕宜ニ依リ蘭國外務大臣ニ於テ豫メ訂盟各國ト協議シ我邦政府ニ招待状ヲ發スルコトニ相努メ申スヘキ旨ニ有之候右萬國會議ハ訴訟上ノ共助ノ外一切ノ國際法上ノ事項ヲ審議シ列國共通規則ヲ設置スルヲ以テ目的トスルモノニシテ之ニ參列スルハ既成ノ條約ニ加盟スル為メニ必要ナルノミナラス將來續出スヘキ國際私法上ノ事項ヲ處理スル為メニモ最モ有益ナルニ付キ參列希望ノ旨相當ノ方法ニ依リ蘭國政府ニ通知相成候様致度此段閣議ヲ請フ

明治三十四年九月十七日

司法大臣 清浦奎吾

内閣總理大臣子爵 桂太郎殿

參照第壹號

民事訴訟法

第一百五十三條 前條ノ場合ヲ除ク外外國ニ於テ施行ス可

キ送達ハ外國ノ管轄官廳又ハ外國ニ駐在スル帝國ノ公使又ハ領事ニ囑託シテ之ヲ為ス

(參照)

第一百五十二條 外國ニ在ル本邦ノ公使及ヒ公使館ノ官

吏並ニ其家族從者ニ對スル送達ハ外務大臣ニ囑託シ

テ之ヲ為ス

第二百八十一條 外國ニ於テ為ス可キ證據調ハ外國ノ管

轄官廳又ハ其國駐在ノ帝國ノ公使若クハ領事ニ囑託シ

テ之ヲ為ス其囑託ニ付テハ第一百五十二條及ヒ第一百五

五條ノ規定ヲ準用ス

參照第二號

千八百九十六年十一月二日及千八百九十七年五月

十日海牙府ニ於テ締結セラレタル國際私法上ノ事

項ニ関スル列國同盟條約

在蘭國

特命全權公使 三橋信方

外務大臣 加藤高明殿

追テ本文貴公信送第七〇号信中千八百九十六年十一月二日及千八百九十七年五月十日トアルハ露歴ト被相認候此段為念申添候

【資料2】 明治三十四年十月二日付司法省民刑第一〇五二号

司法省民刑第一〇五一號

本年七月十日送第五九號ヲ以テ國際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列ノ件ニ付キ御照會ノ趣有之候處別紙甲號ノ通請議ノ上乙號ノ通閣議決定相成候ニ付キ此段及回報候也

明治三十四年十月二日

司法大臣 清浦奎吾

外務大臣 小村壽太郎殿

甲號

司法省民刑第七八二號

國際私法上ノ事項ニ関スル萬國會議參列ノ件ニ付キ
請議

外國ニ於テ為スヘキ送達及ヒ證據調ニ付キ民事訴訟法第百五十三條及ヒ第二百八十一條ノ規定〔參照一號〕アルモ未タ訴訟上ノ共助ニ関スル國際條約ノ訂結ナキカ為メニ其規定ヲ實際ニ應用スルコト能ハス我裁判ニ於ケル訴訟上外國送達ノ必要ヲ生シ或ハ外國裁判所ヨリ囑託ヲ受ケタル等ノ場合ニ於テ其手續ノ不備不便ヲ感シタルコト尠シトセス今ヤ法權既ニ回復シ外國ニ於ケル送達證據調等漸ク將サニ頻繁ナラントスルノ時ニ當リ尚ホ永クスノ状態ニ安ンスヘカラサルコト勿論ノ儀ニ有之候歐洲各國ニ在テハ從前條約又ハ慣例ニ依リ國外ニ於テモ或ル程度マテ送達其他ノ手續ヲ施行シ得タルニ拘ハラヌ尚ホ其普及完備ヲ計ランカ為メニ千八百九十六年及ヒ千八百九十七年蘭國海牙ニ於テ白耳義外七ヶ國間ニ訴訟上ノ共助ニ関スル列國共通規則設置條約及ヒ別約〔參照二號〕ヲ訂結シ後他ノ數ヶ國モ之ニ加盟シタル趣ニ有之候依テ我邦

〔資料1〕 明治三四年四月二十八日付公信第一八号

公信第老八号

千八百九十六年十一月二日及千八百九十七年五月十日海牙府ニ於テ白耳義外七ヶ國間ニ於テ締結セラレタル國際私法上ノ事件ニ関スル列國同盟條約及別約加盟手續並ニ其後該條約ニ加盟シタル各國々名等至急取調回報可致様去年十二月十四日附送第七〇号信ヲ以テ御申越之趣敬承致候元来右條約加盟之儀ハ同條約附則第四條ニ「千八百九十四年六月乃至七月海牙萬國會議ニ參同シタル各國ノ為メ千八百九十八年一月一日ニ至ルマテ加盟帳ヲ開キ置クベシ」ト規定有之候ニ依リ蘭國政府ノ招待ヲ受ケ且ツ會議ニ贊同シタル各國ノミニ加盟ヲ許ルスモノト解セラレ候得共一應其筋へ問合セ候處其回答兎角遷延ニ涉リ且要領ヲ得サリシニ付今般更ニ該條約主任者タル參事院議官「アツセル」氏外務省取調局長「ピルス」氏等ニ就キ委曲相質候處曩ニ蘭國政府ハ國際私法ニ関スル事項協定ノ為メ希臘ヲ除クノ外欧州各國ニ招待状ヲ發付シ英國ハ其際之ニ贊同ヲ謝絶シ米國ハ初メヨリ招待セラレサリシ

ニ依リ此兩國ハ勿論該條約ニ加盟無之候得共瑞典、独逸、奧洪、丁抹、羅馬尼、露西亞ノ各國ハ始メヨリ會議ニ參同セシヲ以テ（独り瑞典ハ第二回會議ヨリ參同）漸次之ニ加盟シ其中露西亞及羅馬尼ハ漸ク其最終期日（即チ千八百九十七年十二月三十一日）ニ至リ加盟調印シタル趣ニ有之候而テ本條約加盟ノ儀ハ全ク同會議ニ參同シタル列國ニ限り候規定ナルヲ以テ先頃希臘國政府ヨリ加盟申込有之候際蘭國政府ハ其紹介ヲ拒絕シタル由ニ有之候事實前陳ノ通りニ候得共兎ニ角同條約ハ欧州十五ヶ國間ニ締約セラレタルモノニ有之國際私法上ノ一大進歩ト被認候ニ付該條約ニ関スル書類計五冊別紙目錄之通今便差出候間御落手相成度將又本條約ニ加盟ノ手續ハ前陳ノ通りニ有之候處頃日當國外務大臣ノ談話ニ依レハ第四回同會議ハ多分明年ヲ以テ開設可相成趣ニ有之候就テハ若シ帝國政府ニ於テ全條約ニ加盟ノ御希望ニ有之候ハバ該會議へ參同セラルルコト必要ト存候間其期ニ先チ當國政府ニ於テ同盟列國ト協議ノ上帝國政府へモ招待状發付相成候様相努メ可申候間本件ニ関スル帝國政府ノ意嚮豫メ御訓示相成度回答旁此段申進候敬具

明治三十四年四月二十八日